

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、生活環境に変化は無く、元夫が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 2 月までについては、5 か月と短期間であるとともに、申立人は、54 年 3 月 5 日に国民年金に任意加入していることがオンライン記録により確認でき、加入以降、申立期間直前まで 43 か月の国民年金保険料を全て納付済みである上、特殊台帳の昭和 57 年度の摘要欄に、被保険者からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることから、当該納付書により、保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までについては、上記の特殊台帳及び A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、58 年 3 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年 3 月以降、各月に国民年金に未加入であることを示す「ソ」が記載されていることから、申立人に対して納付書が交付されたとは考え難く、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から51年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私がA銀行かB銀行（現在は、C銀行）で、妻の分と共に納付書で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みである上、申立人は、申立期間以降、60歳になるまで28年以上にわたり保険料を全て納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、国民年金保険料を一緒に納付していたとするその妻の特殊台帳において、昭和52年度摘要欄に、被保険者からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人の納付意識を踏まえると、申立期間②の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で申立期間①の一部は過年

度納付が可能であるものの、申立人からは保険料を遡って納付したとの主張は無く、D市では、昭和51年3月までの現年度保険料は、国民年金手帳に印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式により収納しており、この間の保険料を納付書により納付していたとする申立人の主張とは符合しない上、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその妻も、申立期間①は未納である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私は、昭和55年6月に国民年金に加入後、61年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料を全て納付していたはずであり、申立期間の保険料は、当時、夫の勤務先であったA社（現在は、B社）C支店で、夫に納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、満60歳到達の翌々月から再び任意加入し、65歳まで保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、申立人は、同年同月23日に国民年金被保険者資格を任意で取得し、61年4月1日に同資格を喪失し、同日付けで第3号被保険者資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録において確認でき、任意被保険者資格の取得・喪失手続を適切に行いながら、申立期間の保険料を納付しないまま放置していたとは考え難く、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額だけがその前後の期間に比べて大幅に下がっている。申立期間に休職もしておらず、会社の業績も良かったので、減棒はあり得ない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は 17 万円と記録されている。

しかしながら、当時、申立人が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成元年 10 月 1 日に 44 万円と定時決定されていることが確認できる。

また、株式会社Aにおける申立期間当時の事務担当者の後任の担当者は、「申立期間当時、健康保険、厚生年金保険及び厚生年金基金に係る算定基礎届の用紙については、複写式を使用していた。」旨を回答していることから、当該厚生年金基金に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金加入員台帳の記録から、平成元年10月から2年9月までを44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和53年4月から同年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年11月まで

私が会社を退職し独立した昭和48年9月頃、夫婦でA市B区役所に行き、国民年金加入手続と付加保険料の納付手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後は、妻の母親が保険料を集金人に納付していたので、私たちの分も納付してもらっていた。国民年金に加入してからは付加保険料を含めて保険料を納付しており、申立期間①は定額保険料と付加保険料が共に未納、申立期間②は付加保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月頃に国民年金加入手続と付加保険料納付手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻の母親に定額保険料と併せて付加保険料を集金人に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和53年12月に払い出されたものと推認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が昭和53年度から登載されていることとも整合しており、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、集金人は国庫金である過年度保険料及び特例納付保険料を収納できない上、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、昭和 53 年 12 月 20 日付けで付加保険料の納付申出を行っていることが所持する年金手帳に「付 53 年 12 月 20 日」と記載されていることにより確認でき、これは特殊台帳及びオンライン記録とも一致しており、48 年 9 月頃に付加保険料納付を行ったとする申立内容とは符合しない上、付加保険料は申出をした日の属する月以後の各月について納付できることとされており、申立期間①及び②の付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持している年金手帳には「初めて被保険者となった日」は昭和 48 年 9 月 1 日と記載されているが、これは国民年金保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

加えて、申立人の妻の母親又は申立人夫婦が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和53年4月から同年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年11月まで

私は、夫が会社を退職し独立した昭和48年9月頃、夫婦でA市B区役所に行き、国民年金加入手続と付加保険料の納付手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後は、母親が保険料を集金人に納付していたので、私たちの分も納付してもらっていた。国民年金に加入してからは付加保険料を含めて保険料を納付しており、申立期間①は定額保険料と付加保険料が共に未納、申立期間②は付加保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月頃に国民年金加入手続と付加保険料納付手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親に定額保険料と併せて付加保険料を集金人に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和53年12月に払い出されたものと推認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が昭和53年度から登載されていることとも整合しており、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間①の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、集金人は国庫金である過年度保険料及び特例納付保険料を収納できない上、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、昭和 53 年 12 月 20 日付けで付加保険料の納付申出を行っていることが所持する年金手帳に「付 53 年 12 月 20 日」と記載されていることにより確認でき、これは特殊台帳及びオンライン記録とも一致しており、48 年 9 月頃に付加保険料納付を行ったとする申立内容とは符合しない上、付加保険料は申出をした日の属する月以後の各月について納付できることとされており、申立期間①及び②の付加保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持している年金手帳には「初めて被保険者となった日」は昭和 48 年 9 月 1 日と記載されているが、これは国民年金保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

加えて、申立人の母親又は申立人夫婦が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2826 (事案 1652 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
前回の申立てに対して、有限会社A（現在は、B株式会社）に勤務していた期間に係る厚生年金保険加入記録の訂正が認められなかったことには納得できない。今回、新たな情報として、私が出向していたC株式会社（現在は、株式会社D）の元社員が当時の私の同僚を記憶しており、私が勤務していたことについて証明するとしているので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が出向していたと主張しているC株式会社で勤務していた者の供述から、勤務期間は明らかではないが、申立人が有限会社Aに勤務していた可能性はあるものの、当該事業所には申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できる資料は保管されておらず、当該事業所の元従業員に照会しても、申立人の勤務実態について確認できないこと、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名が記載されておらず、健康保険の番号が連続しており、欠番も見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の出向先であるC株式会社で勤務していた元社員が申立人の勤務実態等について証明する旨主張して再申立てを行っている。

そこで、申立期間について、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、上記のC株式会社元社員に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会を行ったところ、申立人が申立期間において、期間の特定はできないが、当該事業所に勤務していたことを推認できる供述は得られたものの、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

また、上記のC株式会社元社員は、当時、有限会社AからC株式会社に出向して勤務していた同僚二人を記憶しているところ、当該二人のうち一人は既に死亡しており、残りの一人に対しては文書照会を行ったものの回答は得られなかった。

さらに、前回の調査に加えて、当時、有限会社Aに勤務していた14人の元従業員に対して文書照会を行ったところ、5人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 21 日から 49 年 10 月 1 日まで
昭和 42 年 9 月から、A 社（現在は、B 社）において勤務していた。婚姻及び出産をはさんでいるが、勤務条件の変更は無く、昭和 49 年 10 月に退職するまで休職することもなかった。しかし、昭和 46 年 12 月 21 日からの厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の記録によると、申立人の A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 42 年 9 月 1 日から 46 年 12 月 21 日までとなっているが、申立人は、49 年 10 月 1 日まで、当該事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社の総務課担当者は、「申立期間当時の出勤簿及び賃金台帳は現存しない。」と回答しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している複数の元同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、B 社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（確認通知書）」から、当該事業所が、申立人の被保険者資格喪失日を昭和 46 年 12 月 21 日とする届出を 47 年 1 月 4 日に提出し、社会保険事務所（当時）において、同月 12 日付けで保険料算入処理が行われていることが確認でき、

当該喪失日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記録されている被保険者資格喪失日と一致する。

一方、B社の総務課担当者は、「雇用形態に関係なく、法定基準を満たせば保険加入させている。加入条件の見直しは定期的に行っており、基準を満たさなくなった場合は外すこともあり、厚生年金保険の取扱いについては、申立期間当時から変更はない。」と回答している。

また、申立人は、「短期間であるが、昭和47年1月頃に休職をした。3月頃には復職したが、それからは夜勤をしなくなった。」と供述していることから、申立人は休職によって退職扱いとなり、復職後の勤務条件が休職前と同じではなくなったことがうかがえる。

さらに、A社に係る被保険者名簿には、申立人の備考欄に「47/1」「証返」の記載があることから、昭和47年1月に健康保険証が返納されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。